

[REDACTED] が使用できない場合の事件処理について

## 【目次】

### 第1 立件方法

- 1 勾留請求、勾留延長請求
- 2 接見等禁止請求
- 3 保釈請求、勾留取消請求
- 4 準抗告

### 第2 終局結果の記載

### 第3 檢察庁への書類の送付

### 第4 勾留関係及び被疑者国選弁護人関係の書類の作成について

- 1 勾留関係書類（接見等禁止決定関係を含む）
- 2 被疑者国選関係書類

## 第1 立件方法

本来 [REDACTED] 「緊急時用事件簿」（地裁・簡裁）により立件してください（帳簿の冒頭に別添の記載例がありますので、参照してください。）。

### 1 勾留請求、勾留延長請求

#### (1) 簡裁

簡裁の「[REDACTED] 緊急時用事件簿」の「令状（る）緊急用」の頁で立件します（記載例の※1）。

#### (2) 地裁

地裁の「[REDACTED] 緊急時用刑事雑事件簿」の「令状（む）緊急用」の頁で立件します（記載例の※1）。

#### (3) 立件後の請求書のコピーの引継ぎ

勾留請求、勾留延長請求を立件後、それぞれの請求書（1枚目のみ）のコピーをとり、簡裁の[REDACTED] 又は地裁の[REDACTED] に入れて、当直明けに簡裁刑事係又は地裁刑事訟廷へ引き継いでください（後日、簡裁刑事係及び地裁刑事訟廷で[REDACTED] 際に必要なため。）。

### 2 接見禁止請求

#### (1) 簡裁

簡裁の「[REDACTED] 緊急時用事件簿」の「接見等禁止（る）緊急用」の頁で立件します（記載例の※2）。

まず、簡裁の同帳簿の「令状（る）緊急用」の頁に勾留請求を記載し、その次の欄は抹消します（記載例の※2）。そして、抹消した事件番号を簡裁の同帳簿の「接見等禁止（る）緊急用」の頁の事件番号欄に書き写して採番し、接見等禁止請求の他の項目を記載します（記載例の※2）。

#### (2) 地裁

地裁の「[REDACTED]緊急時用刑事雑事件簿」の「一般（む）緊急用」の頁で立件します（記載例の※2）。

まず、地裁の同帳簿の「令状（む）緊急用」の頁に勾留請求を記載し、その次の欄は抹消します（記載例の※2）。そして、抹消した事件番号を地裁の同帳簿の「一般（む）緊急用」の頁の事件番号欄に書き写して採番し、接見等禁止請求の他の項目を記載します（記載例の※2）。

#### (3) 立件後の請求書のコピーの引継ぎ

接見等禁止請求を立件後、それぞれの請求書（1枚目のみ）のコピーをとり、簡裁の[REDACTED]  
[REDACTED]又は地裁の[REDACTED]に入れて、当直明けに簡裁刑事係又は地裁刑事訟廷へ引き  
継いでください（後日、簡裁刑事係及び地裁刑事訟廷で[REDACTED]際に必要  
なため。）。

#### 3 保釈請求、勾留取消請求

簡裁は簡裁の雑事件簿（⑨と表示されているもの）、地裁は地裁の緊急時用事件簿の「一般（む）緊急用」の頁で立件します。

#### 4 準抗告

地裁の緊急時用事件簿の「一般（む）緊急用」の頁で立件します。

### 第2 終局結果の記載

それぞれの帳簿に終局結果を記載してください。

### 第3 檢察庁への書類の送付

#### 1 勾留状、勾留請求却下

簡裁又は地裁の「緊急時用事件簿」を使用してください。

#### 2 接見等禁止決定謄本

簡裁又は地裁の「事件関係送付簿」を使用してください。

#### 3 接見等禁止却下

簡裁又は地裁の「緊急時用事件簿」を使用してください。

#### 4 その他の事件（保釈請求、勾留取消請求、準抗告等）

簡裁又は地裁の「事件関係送付簿」を使用してください。

#### 第4 勾留関係び被疑者国選弁護人関係の書類の作成について

##### 1 勾留関係書類（接見等禁止決定関係を含む）

なお、[REDACTED] を使用せずにWordの書式又は手書き用の書式を使用しても構いません。

##### 2 被疑者国選関係書類

###### (1) 通常の請求（勾留請求時の請求）

[REDACTED] ことができます。[REDACTED] を使用せずにWordの書式又は手書き用の書式を使用しても構いません。

###### (2) 勾留状発付後の請求（あと出し請求）

[REDACTED] ことができます。その場合は、被疑者国選書類のみを作成する場合の項目（色付きのセル）のみの入力で足ります。基本情報の「事件番号（勾留）」欄は、(記)の番号を入力してください（[REDACTED] できず、(る)又は(む)の番号が分からないため。）。なお、[REDACTED] を使用せずにWordの書式又は手書き用の書式を使用しても構いません。

また、勾留状発付庁が木更津簡裁・八日市場簡裁・市川簡裁の場合は、印刷された「国選弁護人候補指名通知依頼書」の連絡事項欄の「本庁（地裁・簡裁）以外の裁判所で勾留状を発付」の項目に手書きで□する必要があるので、注意してください。

###### (3) 木更津簡裁・八日市場簡裁・市川簡裁からの引継ぎ（各簡裁で請求書を受付済みで、各簡裁名義での処理を要するもの）

被疑者国選マニュアルの第2のとおり手書きで作成してください。